

令和 5 年度の活動報告について

加賀市健康福祉審議会

1 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

(1) 地域見守り支え合いネットワークについて

平常時の見守りや災害時に支援が必要な要支援者を、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」に登録し、民生委員や区長をはじめとする地域の支援者が情報共有することで見守りの体制を構築するもので、名簿登録にあたり、民生委員児童委員等の日々の活動の中で登録勧奨を行うなど、要支援者の登録を進めている。

毎年300名程度が新たに登録されているが、死亡や長期の施設入所等により登録削除となる対象者も多い状況にある。

・名簿登録者数・・・2,478人(R5.12末現在)

1 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

(2) 「避難行動要支援者名簿」の提供（共有）の状況

《令和5年度》

- 民生委員児童委員・・・200人（主任児童委員を除く）
- 区長（町内会）・・・271町（前年比：±0町）
※区長と個人情報取扱いの協定を締結
- 加賀市社会福祉協議会
- 地区社会福祉協議会・・・10団体（17地区中）
- 消防
- 大聖寺警察署

※名簿は年1回、更新を行っている。

1 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

(3) 「安心カード」

地域見守り支えあい制度に登録された方へ配布している「安心カード」には、避難行動要支援者名簿の情報のほか、緊急連絡先や健康状況などが記載され、見守り活動や災害時にも活用されます。

令和3年に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成を努力義務化

→加賀市においては「安心カード」を個別避難計画として位置付け。

加える必要がある項目は、様式の見直しを持って検討する。

加賀市地域見守り支えあいネットワーク **重要**

安心カード

救急・火事は **119**番

警察は **110**番
大聖寺警察署
☎72-0110



わたしが避難する場所：初めは _____、次は _____、次は _____ です。

緊急時の連絡先				作成日	年	月	日
(ふりがな) 世帯主名				自宅の電話	()	-	
住 所	加賀市			自宅までの目標物			
(ふりがな) 家族等連絡先	氏名	続柄	電話	()	-		
	氏名	続柄	携帯電話	()	-		
	氏名	続柄	電話	()	-		
	氏名	続柄	携帯電話	()	-		
民生委員	氏名		電話	()	-		
	氏名		携帯電話	()	-		
担当ケアマネジャー	氏名	事業所名	電話	()	-		
	氏名		携帯電話	()	-		
その他	1. 福祉課の員 氏、名			電話	()	-	
	2. 福祉サービス事業所 事業所名			携帯電話	()	-	
	3. その他			電話	()	-	
				携帯電話	()	-	

発行 加賀市消防本部協議 TEL 0761-72-7854 加賀市社会福祉協議会 TEL 0761-72-1500

1 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

(4) 見守り座談会の開催

避難行動要支援者名簿が地域で有効活用できるよう、市社協と共催し、各地区で「見守り座談会」を開催。

名簿による要支援者の把握や情報共有をすることにより、地区社協、区長、民生委員の連携による地域での見守り体制の構築が進められている。

・令和5年度開催状況（R5.12月末現在）

21回	参加者数	延べ680名
-----	------	--------

2 地域における生活支援体制の促進

(1) 民生委員児童委員の活動支援・活動周知

民生委員児童委員が地域の見守り支えあい活動をより行いやすくするために、各専門機関との連携を強化するため、交流会を7月11日に開催

参加者 66名

- ・加賀市民生委員児童委員協議会
- ・各居宅介護支援事業所ケアマネジャー
- ・地区高齢者こころまちセンター（ランチ）職員
- ・相談支援専門員（障がいサービス相談支援事業所）

3 生活困窮者支援体制の整備

	事業内容	内容	R4実績	R5実績 (R5. 2. 1現在)
1	自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、自立生活のための支援プラン作成をおこなう。	相談件数127 件中プラン作 成27件	相談件数219 件中プラン 作成15件
2	住居確保給付金	離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、住居確保給付金を支給する。	7件	7件
3	就労準備事業	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。生活リズムを整えるための生活訓練、模擬面接、集団活動など社会訓練、技法や知識の取得等技能習得訓練を行う。	1件	2件
4	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う	未実施	未実施
5	家計改善相談支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。	5件	2件
6	学習支援事業	生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に 関する支援を総合的に行う。	14件	24件

※困窮者自立支援法（H27. 4. 1施行）

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。

4 成年後見制度の利用促進

社会福祉協議会が設置している「かが成年後見センターほっこり」には、成年後見や権利擁護等に関する様々な相談が寄せられており、必要に応じ成年後見の申し立てや受託を行っている。

《令和5年度》R5.12末現在

- 成年後見・権利擁護等に関する相談（延べ件数）
2, 108件
- かが成年後見センターが申し立てを支援した件数
2件
- 市社会福祉協議会が受任している成年後見件数
1件
- 市長申し立て成年後見件数
5件

5 総合相談等の困りごと相談の充実

消費生活センターに国家資格を持った消費生活相談員等を配置し、消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との間に入ってあっせんを行っている。

相談件数 37件（R5.12月末）

主な相談内容	件数
アダルトコンテンツ	3
フリーローン、サラ金	5
化粧品	10
教育娯楽品	6
健康食品	8
移動通信サービス	4
インターネット通信サービス	1

6 地域の福祉に係る市民アンケート調査

現行の「地域福祉計画」が令和6年度をもって終了することから、令和7年度を始期とする新しい計画の策定を行う。その基礎資料とするため、にアンケート調査を実施した。

- 対象者

令和5年12月1日時点で加賀市内に住んでいる20歳以上の市民3,000人

- 実施方法

アンケート用紙の郵送またはオンライン入力にて回答

- 回答数

1,180件 (39.3%) ※郵送82.2%、オンライン17.8%

7 健康福祉審議会の開催

●第1回（令和5年5月29日開催）

- 内容
- ・ 諮問事項について
 - ・ 令和5年度健康福祉審議会及び各分科会の主な施策について
 - ・ その他

●第2回（令和6年2月22日開催）

- 内容
- ・ 健康福祉審議会における令和5年度の活動報告について
 - ・ 各分科会における令和5年度の活動報告について
 - ・ 各分科会における計画の概要について
 - ・ その他